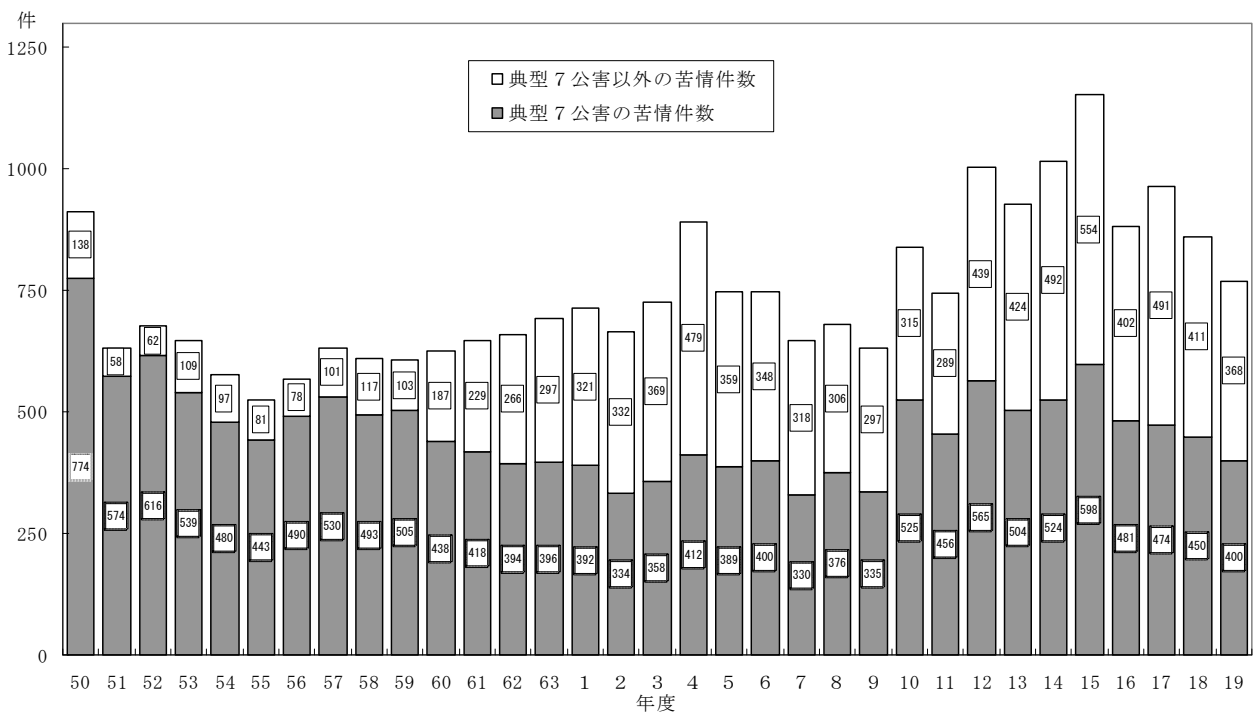


# 平成 19 年度公害苦情件数調査結果について

この調査は、平成 19 年度に県及び市町が取り扱った公害に関する苦情の内容をとりまとめたものである。調査には、典型 7 公害の苦情のほか、公害苦情として処理された生活環境に関する苦情も含まれている。

## 1 公害苦情の受付件数

県及び市町が平成 19 年度に受付した（新規受付及び他の機関等から移送された）公害苦情件数は 768 件で、前年度の 861 件に比べ 93 件（10.8%）減少した。



図－1 公害苦情件数の推移

公害苦情件数の年度別の推移は、地盤沈下による特殊な公害苦情が大量に生じた昭和 46 年度の 2,093 件を最高に、51 年度に 600 件台と大幅な減少を示し、55 年度の 524 件までは減少傾向を示していた。56 年度から 4 年度は緩やかな増加傾向、5 年度から 9 年度は減少傾向を、10 年度から 15 年度までは増減を繰り返しながら増加傾向を示していたが、16 年度以降は、減少傾向での推移となっている。平成 19 年度は 768 件と前年に比べ 93 件減少した。

公害の種類別では、典型 7 公害及び典型 7 公害以外の生活環境に係る苦情件数は、ともに平成 10 年度以降、増減を繰り返しながら増加傾向にあったが、平成 16 年度以降は、いずれも減少に転じた。平成 19 年度における典型 7 公害の苦情件数は、対前年度 50 件の減少となっており、典型 7 公害以外の生活環境に係る苦情件数は、対前年度 43 件の減少といずれも減少傾向を示している。

## 2 典型7公害に係る苦情

典型7公害に係る苦情件数は400件（対前年度50件減）であった。内訳では、大気汚染が109件（全苦情件数の14.2%、対前年度58件減）と最も多く、以下、悪臭98件（12.8%）、水質汚濁93件（12.1%）、騒音91件（11.8%）、振動7件（0.9%）、土壌汚染2件（0.3%）の順となっている。

表-1 公害の種類別苦情件数の内訳

区分 年度	典 型 7 公 害							計	典型7公害以外の苦情	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭			
17	173 (17.9)	109 (11.3)	- (-)	92 (9.5)	3 (0.3)	- (-)	97 (10.1)	474 (49.1)	491 (50.9)	965
18	167 (19.4)	96 (11.1)	2 (0.2)	103 (12.0)	5 (0.6)	- (-)	77 (8.9)	450 (52.3)	411 (47.7)	861
19	109 (14.2)	93 (12.1)	2 (0.3)	91 (11.8)	7 (0.9)	- (-)	98 (12.8)	400 (52.1)	368 (47.9)	768

(注) ( ) 内は構成比(%)である。複数の公害苦情は主たる苦情で区分している。

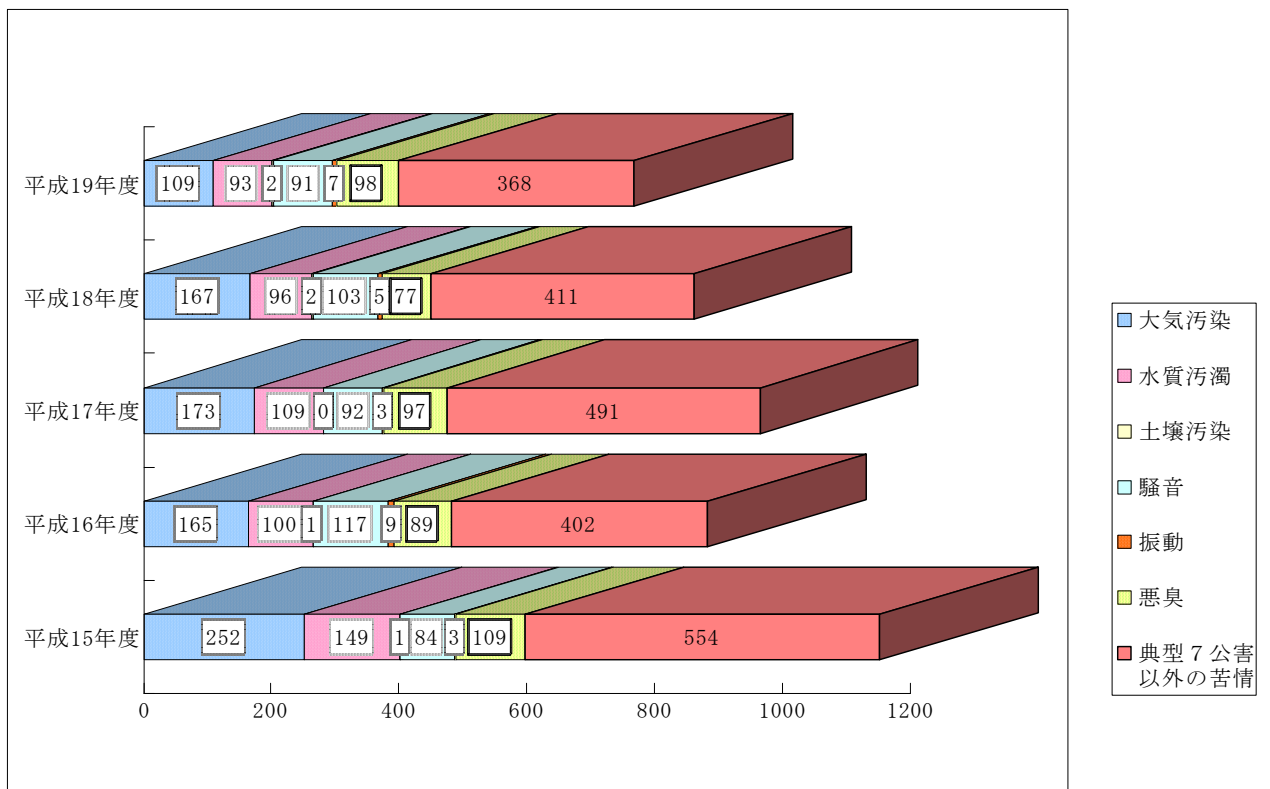


図-2 種類別公害苦情件数の推移

### 3 典型7公害以外に係る苦情

典型7公害以外に係る苦情件数は368件（対前年度43件減）であった。

表-2 典型7公害以外の苦情の主な発生原因別件数の内訳

区分 年度	焼却		産業 業用 機械 排水 作動	流 出 ・ 漏 洩	工 事 ・ 建 設 作 業	移 動 発 生 源	廃 棄 物 投 棄	家庭生活		自 然 系	そ の 他	不 明	合 計
	施 設	野 焼 き						ペ ット	そ の 他				
17	1 (0.2)	8 (1.6)	2 (0.4)	13 (2.6)	3 (0.6)	- (-)	140 (28.5)	6 (1.2)	40 (8.1)	160 (32.6)	109 (22.2)	9 (1.8)	491
18	6 (1.5)	36 (8.8)	2 (0.5)	5 (1.2)	4 (1.0)	- (-)	137 (33.3)	9 (2.2)	12 (2.9)	144 (35.0)	52 (12.7)	4 (1.0)	411
19	9 (2.4)	20 (5.4)	1 (0.3)	4 (1.1)	1 (0.3)	- (-)	127 (34.5)	18 (4.9)	7 (1.9)	155 (42.1)	20 (5.4)	6 (1.6)	368

(注) ( )内は構成比(%)である。四捨五入の関係で構成比の合計が100%にならないことがある。

自然系は害虫の発生、雑草の繁茂(空地)、動物の死骸放置など。その他は電波妨害、日照妨害など。

不明は「どこからか悪臭が漂う」、「河川に魚が浮いた」等発生原因が分からない場合。

廃棄物に関する苦情が前年度に比べ10件減少しているものの、127件(構成比34.5%)と依然として多数を占めている。

### 4 公害の発生源別苦情件数

典型7公害の苦情について、発生源別の内訳を見ると、会社・事業所以外の個人が104件(26.0%)と最も多く、次いで製造業67件(16.8%)、建設業65件(16.3%)、会社・事業所以外のその他・不明が59件(14.8%)、サービス業35件(8.8%)、卸売・小売業、飲食店29件(7.3%)等の順となっている。

表-3 公害苦情の主な発生原因別件数の内訳

区分 年度	農 林 水 産 業	建設業	製造業	運 輸 通 信 業	卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店	サービ ス業	その他	会社・事業所以外		合計
								個人	その他 ・不明	
17	22 (4.6)	75 (15.8)	116 (24.5)	11 (2.3)	36 (7.6)	33 (7.0)	11 (2.3)	99 (20.9)	71 (15.0)	474
18	19 (4.2)	60 (13.3)	65 (14.4)	10 (2.2)	38 (8.4)	41 (9.1)	14 (3.1)	144 (32.0)	59 (13.1)	450
19	11 (2.8)	65 (16.3)	67 (16.8)	12 (3.0)	29 (7.3)	35 (8.8)	18 (4.5)	104 (26.0)	59 (14.8)	400

(注) ( )内は構成比(%)である。四捨五入の関係で構成比の合計が100%にならないことがある。

サービス業は、不動産業、医療・福祉、教育を含む。

その他は、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、公務、分類不能の産業。

その他・不明は「どこからか悪臭が漂う」、「河川に魚が浮いた」等発生原因が分からない場合。

## 5 被害の用途地域別苦情件数

公害の苦情を用途地域別に分けると、都市計画区域での苦情が 631 件(82.2%)、都市計画区域以外の地域での苦情が 137 件(17.8%)となっている。

都市計画区域内の内訳では、住居地域が 272 件(35.4%)と最も多く、次いで、市街化調整区域・その他が 207 件(27.0%)、工業系地域（準工業、工業及び工業専用地域）が 100 件(13.0%)、商業系地域（近隣商業及び商業地域）が 52 件(6.8%)の順となっている。

表－4 被害の用途地域別苦情件数の内訳

区分 年度	都市計画法による都市計画区域								都市計画 区域以外 の地域	合 計
	住 居 地 域	近隣商 業地域	商 業 地 域	準工業 地 域	工 業 地 域	工業専 用地域	調整区域等 その他	小 計		
17	329 (34.1)	21 (2.2)	36 (3.7)	65 (6.7)	24 (2.5)	7 (0.7)	215 (22.3)	697 (72.2)	268 (27.8)	965
18	325 (37.7)	20 (2.3)	34 (3.9)	63 (7.3)	26 (3.0)	8 (0.9)	274 (31.8)	750 (87.1)	111 (12.9)	861
19	272 (35.4)	16 (2.1)	36 (4.7)	66 (8.6)	24 (3.1)	10 (1.3)	207 (27.0)	631 (82.2)	137 (17.8)	768

(注) ( ) 内は構成比 (%) である。四捨五入の関係で構成比の合計が 100%にならないことがある。

## 6 被害の種類別公害苦情件数

公害の苦情について、被害の種類をみると、うるさい、臭い、汚い、不快等の感覚的・心理的被害が 603 件(78.5%)とその大半を占めている。次いで、その他（苦情申立人に直接被害が及ばないもの、環境悪化や外観上を問題とするもの）81 件(10.5%)、健康被害 40 件(5.2%)、財産被害 34 件(4.4%)動・植物被害 10 件(1.3%)、となっている。

表－5 被害の種類別苦情件数の内訳

区分 年度	健 康	財 産	動・植 物	感覚的 心理的	その他	合 計
17	56 (5.8)	62 (6.4)	13 (1.3)	608 (63.0)	226 (23.4)	965
18	69 (8.0)	66 (7.7)	30 (3.5)	571 (66.3)	125 (14.5)	861
19	40 (5.2)	34 (4.4)	10 (1.3)	603 (78.5)	81 (10.5)	768

(注) ( ) 内は構成比 (%) である。四捨五入の関係で構成比の合計が 100%にならないことがある。

## 7 公害苦情の処理件数

平成 19 年度に県及び市町が処理すべき苦情件数は、新規受理した 768 件及び前年度から繰り越された苦情 4 件の合計 772 件であり、このうち 690 件が直接処理され、その処理率は 89.4%であった。

そのほか、他の機関へ移送したもの 28 件(3.6%)、その他（申立人が管轄区域外に転居した等） 50 件(6.5%)、翌年度へ繰り越したものの 4 件(0.5%)となっている。

表－6 公害苦情の受付・処理件数等

区 分	件 数 (割合)
平成 19 年度に処理すべき苦情件数	772 ( - )
平成 19 年度に新規に受付した苦情件数	768 (99.5%)
前年度から処理が繰り越された苦情件数	4 (0.5%)
直接処理した苦情件数	690 (89.4%)
他の機関へ移送	28 (3.6%)
そ の 他	50 (6.5%)
翌年度に繰り越された苦情件数	4 (0.5%)